

[事案 27-52] 解約取消請求

・平成 27 年 10 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

持病があっても加入できる新しい保険ができたとの説明を受け、終身保険を解約したが、その後、新しい保険には加入できなかったことから、解約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

募集人から、持病があっても加入できる新しい保険ができたとの説明を受け、昭和 63 年 1 月に契約した定期保険特約付終身保険を平成 25 年 1 月に解約したが、解約後、新しい保険には加入できないと言われたため、解約の無効を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、募集人から、「過去 2 年以内に入院したことがあるため、その時点では加入できない」と伝えられており、新しい保険に加入できないことを認識していた一方、本契約を解約した主な理由は、年払特約保険料の払込みができないことにあり、解約について錯誤はない。
- (2) 仮に錯誤があったとしても、担当者が申立人に渡した新しい保険のパンフレットには、過去 2 年以内に入院治療を受けたことがある場合には加入できないと記載されており、申立人が新しい保険に加入できると認識したことには、重大な過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど解約時の状況を把握するため、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、新しい保険に加入するために、本契約を解約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。